

農山漁村地域整備計画事前評価調査

(1)整備計画の概要

計画の名称	福岡県活気ある農山漁村地域整備計画(第4期)		
計画策定主体	福岡県		
対象市町村	(計 57 市町村) 北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、上毛町、築上町		
計画の期間	令和7年度	～	令和11年度 計5年間
計画の目標	農山漁村地域は、食料や木材等の供給のほか、自然環境の保全や水源のかん養等の多面的機能を有しており、県民生活に多くの恵みをもたらしている。このため、本計画では、農林水産業に関わる各施策を実施することで、将来にわたって農山漁村地域の持続的な発展を図るとともに、併せてその多面的機能を発揮させることにより、県民の健康で豊かな生活の向上に寄与することを目指す。		
定量的指標(農業農村分野)	①将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、高生産性農業の展開が見込まれる水田地域の整備を着実に推進するとともに、優良農地を将来にわたり適切に維持・保全することを目指す。 〔整備対象地区における担い手への農地集積率の増加〕 令和7年度 50.7% → 令和11年度 62.3% ②既存のダム、頭首工、用排水機場、農業用排水路等の基幹的な農業水利施設について、機能診断による機能保全計画を策定し、これに基づく対策工事を実施することにより、施設の長寿命化と併せて施設の維持管理に関するライフサイクルコストの低減を図る。 〔機能保全コスト軽減率＝(1－(保全計画に基づく機能保全コスト／従来の対応を採用した際の機能保全コスト))×100〕 令和11年度 21.7% 以上の低減 ③地域用水を核とした農業水利の多面的機能を発揮させるための総合支援対策として、農業水利施設の包蔵水力を活用した小水力発電のための施設整備を行い、再生可能エネルギーの利用推進を図る。 〔小水力発電施設での発電により削減される年間CO2排出量〕 令和11年度 150.0 t-co2 の削減 ④老朽化により脆弱化した農業用ため池や、本来の治水機能が不十分となった頭首工等について、整備・改修を行うことにより、豪雨・洪水時の決壊リスクを軽減し、国土の保全や農業経営の安定化、地域住民の生命・財産の安全確保を図る。 〔被害想定区域における想定被害面積又は湛水面積の軽減〕 令和7年度 85.9 ha → 令和11年度 0.0 ha ⑤地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施することで、農村の振興を図る。 〔生産基盤整備(農業用排水、農道、ほ場整備等)により確保された優良農地面積〕 令和11年度 594.9 ha の確保		

定量的指標(林業分野)			
⑥林道事業による路網整備の推進、造林事業による森林整備を推進することにより、原木生産の拡大及び森林の有する公益的機能の向上を図る。			
[主伐、間伐等の森林整備の面積の増加]			
令和7年度	110.0 ha	→	令和11年度 181.0 ha
⑦治山事業による谷止工等の施工、造林・治山事業による森林整備を推進することにより、森林の防災機能の維持向上を図る。			
[森林の山地災害防止を未然に防ぐ集落数の増加]			
令和7年度	1,865集落	→	令和11年度 1,886集落
定量的指標(水産分野)			
⑧干潮時でも出帰漁が行えるよう沖合の係留施設までの漁港(道路)を整備することで、漁港における就労環境改善と地域における水産資源の流通機能の強化を図る。			
[漁港(道路)の整備による就労時間の短縮]			
令和7年度	290 分	→	令和11年度 40 分
⑨漁港の係留岸壁延伸による十分な係留延長の確保及び外郭施設の整備による港内静穏度確保により、安全快適な漁業生産活動を実現する。			
[安全な係留が可能となる漁船数の維持]			
		令和11年度	51 隻
対象事業	農山漁村地域整備計画に記載の事業		
全体事業費	36,654,873	千円	

(2)評価の内容

評価項目	評価基準	評価内容	判定
目標の妥当性	地域の課題に適切に対応する目標となっているか。また、関連する計画との整合が図られているか。	本計画では、「将来にわたって本県の農山漁村地域の持続的な発展を図る」ことを目標にしており、これを実現するためには、農・林・水の各分野で定められる基本計画や基本方針の目標と整合が図られていることが重要である。 (1)農業農村分野では、「福岡県農林水産振興基本計画」に位置づけられた施策の展開方向と合致している。 (2)林業分野では、「森林整備保全事業計画」、「漁場保全関連特定森林整備事業の基本方針」、「地域森林計画」に定める事業目標と合致している。 (3)水産分野では、「福岡県農林水産振興基本計画」や「漁港漁場整備長期計画」で定める目標と合致している。	○
整備計画の効果・効率性	構成事業の実施による効果を評価するための指標として適切なものとなっているか。また事後評価ができる適切な指標となっているか。	(1)農業農村分野では、事業実施に先立って、技術的検証の他、経済的な側面からもその妥当性を検証するための費用対効果分析を行うとともに、各対象事業の目的や想定している効果を反映して設定しており、事業実施によって実現可能な指標となっている。 (2)林業分野では、森林整備保全事業計画及び地域森林計画の成果目標を基に本計画の指標を定めており、また、各対象事業の目的や想定している効果を反映した適切なもので、数値目標を明確にした定量的な指標となっている。 (3)水産分野では、漁港の整備や魚礁の設置等の各事業を実施することで、漁獲物の増産や漁労作業の効率化等の効果が見込まれる計画となっている。各指標はその事業目的に合致するものであり、且つ事後評価可能な定量的なものとなっている。	○
整備計画の実現可能性	整備計画の内容は、事業実施の可能性が十分検討されているか。また、地元の推進体制等は整っているか。	対象事業の内容は、地域性や事業に必要な技術的条件、事業費等様々な側面から検討されており、実施可能な計画となっている。その上で、関係市町村や地元関係者からの同意または理解が得られ、推進体制は整っている。	○

評価結果	評価1	事業を実施	評価基準	評価1は、全項目に○印が付いている。 評価2は、1項目でも×印が付いている。	○
	評価2	計画の見直し			

判定	妥当 ○	要検討 △	不適当 ×
----	------	-------	-------